

山口県報

令和8年
5月29日
(金曜日)

目次

○告示	1
公金の収納の事務の委託（文化振興課）	1
土砂災害警戒区域の指定の解除（五件）（砂防課）	1
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（四件）（砂防課）	3
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	4
○公告	5
契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）	5
○教委公告	6
一般競争入札の実施	6
契約の締結	8
○公安委規程	8
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	8
○雑報	10
県報の正誤（令和八年三月三十一日山口県規則第二十五号）	10
県報の正誤（令和八年三月三十一日山口県人事委員会規則第十三号）	10
山口県告示第二百二十五号	10



山口県告示第二百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の収納の事務を委託した。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
サントリーパブリシティサービスグループ
東京都江東区豊洲三丁目二番二四号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
美術館における美術品等の観覧料
美術館における図録等の売払代金
- 指定の日
令和八年四月一日
- 委託の日
令和八年四月一日

山口県告示第二百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除に係る区域の名称
本町(一)⁽²⁾
- 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十年山口県告示第三百七十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

六連島(三)(1)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第三百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

徳地堀(一)(6)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第三百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

末武上(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

西高泊(一)(15)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
本町(一)⁽¹²⁾
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
末武上(一)⁽⁷⁾
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
六連島(三)⁽¹⁾
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
徳地堀(一)⁽⁶⁾
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 一 解除に係る区域の名称
本町(一)⁽¹²⁾
- 二 解除に係る区域の範囲

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
徳地堀(一)(6)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称

- 末武上(一)(7)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百三十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
西高泊(一)(15)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
本町(一)(12)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
徳地堀(一)(6)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部河川治水課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
末武上(一)(7)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
西高泊(一)(15)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)



(一五六) 契約の締結
次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。
令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県第二期情報セキュリティクラウドサービス提供 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年三月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
SBテクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
- 六 契約金額
四千七百二十五万六千円
- 七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

(二) 山口図書館ネットワークシステム 一式

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 使用期間

令和九年二月一日から令和十四年一月三十一日までの間

(五) 使用場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百十四号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和八年山口県告示第五十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 令和八年五月二十九日から同年七月十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 令和三年四月一日から令和八年五月二十九日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 山口図書館ネットワークシステム更新業務総合評価委員会の委員が所属する法人でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市後河原一五〇番地の一 山口県立山口図書館

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立山口図書館において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七條の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立山口図書館

(三) 受領期限

令和八年七月九日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和八年七月十日午後二時）

令和八年七月九日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和八年七月十日午後二時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市後河原一五〇番地の一 山口県立山口図書館第一研修室

(二) 日時

令和八年七月十日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案の評価

提案書に記載された全体計画及び技術的能力、システムの要件、システムの機能並びにシステムの保守管理に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能評価(システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 千点

(2) 機能評価 千点

4 適否判定

入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、入札説明書で定めるところとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が高い者が最も高いときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県立山口図書館長 大塚 泰二

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和八年六月十八日午後五時十五分までに山口県立山口図書館に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和八年六月二十三日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和八年六月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県立山口図書館(電話〇八三一九二四二二一一)に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Entity responsible for the contract: Yamaguchi Prefectural Library

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Network System of Library

- (3) Period of use: From February 1, 2027 to January 31, 2032
- (4) Place of use: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Entry responsible for the contract and contact point for the notice: Yamaguchi Prefectural Library (Tel. 083-924-2111)
- (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M., July 9, 2026 (If brought in person: 2:00 P.M., July 10, 2026)

公 告
契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和八年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁教育情報化推進室 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県立学校ICT支援員派遣業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和八年三月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エージェント 東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号
- 六 契約金額
九千三百七十七万五千元
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣 政



山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中九十四の表を百一の表とし、八十五の表から九十三までの表を七表ずつ繰り下げ、九十二の表の前に次の一表を加える。

91 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

根拠条項	事務の内容
第24条の2第6項	移動等円滑化促進方針に関する市町村からの意見照会に対する回答
第24条の2第7項	市町村からの移動等円滑化促進方針の受理
第24条の4第3項、第26条第3項	市町村からの通知の受理
第25条第7項	基本構想の作成についての市町村との協議
第25条第8項	特定事業に関する事項についての基本構想の案の作成及び提出
第27条第2項	基本構想の作成又は変更に関する通知の受理
第31条第4項	道路特定事業計画に関する道路管理者からの意見照会に対する回答
第31条第6項	道路管理者からの道路特定事業計画の受理
第36条第1項	交通安全特定事業計画の作成及び交通安全特定事業の実施
第36条第4項	市町村及び道路管理者からの意見聴取
第36条第5項	交通安全特定事業計画の公表及び送付

別表第一中八十四の表を九十の表とし、八十の表から八十三の表までの表を六表ずつ繰り下げ、八十六の表の前に次の三表を加える。
83 駐車場法施行令 (昭和32年政令第340号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第7条第3項	国土交通大臣との協議又は国土交通大臣からの意見照会に対する回答

84 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 (昭和41年法律第45号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条第2項	道路の指定に関する国家公安委員会及び国土交通大臣からの意見照会に対する回答
第4条	特定交通安全施設等整備事業の実施

85 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成7年法律第39号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条第2項	電線共同溝を整備すべき道路の指定等に関する道路管理者からの意見照会に対する回答

別表第一中七十九の表を八十二の表とし、同表の前に次の二表を加える。

80 自動車ターミナル法 (昭和34年法律第136号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第9条	国土交通大臣からの意見照会に対する回答

81 自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令 (昭和34年政令第320号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第3項、第6条第4項/第7条第3項、第6条第4項	国土交通大臣との協議

別表第一の七十八の表第九十五条の二第一項の項の前に次のように加える。

第47条の16第4項	歩行安全改築についての道路管理者からの工事計画書の案等の受理
第47条の16第6項	歩行安全改築についての道路管理者からの工事計画書の案等の受理及び意見照会に対する回答

別表第一中七十八の表を七十九の表とし、七十の表から七十七の表までの表を一表ずつ繰り下げ、別表第一の六十九の表第二十二條の二第二項〔準用〕第六十六條の二第二項の項の次に次のように加える。

第44条第2項第2号	停車又は駐車することの合意及びその旨の公示
------------	-----------------------

別表第一中六十九の表を七十の表とし、三十九の表から六十八の表までを一表ずつ繰り下げ、三十八の表の次に次の一表を加える。

39 山口県迷惑行為防止条例 (平成12年山口県条例第47号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第9条第2項	聴聞の期日等の公示

別表第二中二十八の表を四十の表とし、十七の表から三十七の表までの表を二表ずつ繰り下げ、十九の表の前に次の一表を加える。

18 山口県迷惑行為防止条例

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第7条	事業者に対する指示

別表第二中二十六の表を十七の表とし、十五の表を十六の表とし、十四の表の次に次の一表を加える。

15 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 (令和7年法律第75号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条第1項	特定金属くず買受業の届出の受理
第3条第2項	特定金属くず買受業の廃止又は変更の届出の受理
第11条	特定金属くず買受業を営む者に対する指示
第3条第1項	報告又は資料の徴収並びに立入検査及び質問

附 則

この規程は、令和八年六月一日から施行する。



正 誤
 令和八年三月三十一日山口県規則第二十五号（合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行
三	上	三〇四

誤

「自動車税（種別割）に関する申告書
 REPORT FOR AUTOMOBILE TAX (CATEGORY BASE)」を
 「自動車税に関する申告書
 REPORT FOR AUTOMOBILE TAX」

正

「自動車税（種別割）に関する申告書
 REPORT FOR AUTOMOBILE TAX (CATEGORY BASE)」を
 「自動車税に関する申告書
 REPORT FOR AUTOMOBILE TAX」

正 誤

令和八年三月三十一日山口県人事委員会規則第十三号（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行	誤	正
三	上	左から 四	「以上」を「（職員給与条例	「額以上」を「額」（職員給与条例